

【協議事項 1】

『日本で最初の公許女性医師「荻野吟子」顕彰推進協議会』の設立について
(趣意書)

1 設立の背景

「荻野吟子」さんは、女性に医師への道が開かれていなかった明治時代、幾多の困難や偏見に屈することなく、抜群の行動力で「日本で最初の公許女性医師」となった、熊谷市及び埼玉県を代表する偉人のひとりです。

女性が医学を学ぶ道在先導した開拓者精神、苦しむ同性に寄り添った博愛の心は、現代を生きる私たち熊谷市民に大きな勇気と希望を与えてくれます。しかし、その偉大な功績と不屈の精神は、ゆかりの地以外では十分に認知されているとは言い難い現状があります。吟子さんの志を「地域の誇り」から「次代を担う若者へのエール」へと昇華させるため、官民の垣根を越えた強力な推進母体が必要とされています。

2 設立の趣旨

熊谷市が生んだ偉大なる先人「荻野吟子」さんの功績を改めて顕彰し、本市が誇るべき魅力として、その生涯を力強く発信してまいります。

郷土愛（シビックプライド）を深め、ゆかりの地を巡る観光振興などを通じて、地域経済の持続的な発展と活性化を図るため、本協議会を設立するものとします。なお、会員は別紙のとおりとします。

3 今後の展開、目標

『日本で最初の公許女性医師「荻野吟子」顕彰推進協議会』は、以下の活動を強力に推進してまいります。

- ・「荻野吟子」さんの功績の顕彰、情報発信
- ・「荻野吟子」さんゆかりの自治体・団体等との広域的連携ネットワークの構築
- ・「荻野吟子」さんのストーリーを全国へ届けるため、「NHK連続テレビ小説（朝ドラ）」実現に向けた誘致活動の展開

「荻野吟子」さんの志を未来へつなぎ、全国的な知名度向上を目指すこの挑戦に、皆様の温かいご賛同と力強いご支援を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

令和8年3月26日
熊谷市長 小林哲也

日本で最初の公許女性医師「荻野吟子」顕彰推進協議会 会員 (案)

【会員】

	団体名	役職	氏名
1	熊谷市	市長	小林 哲也
2	熊谷市教育委員会	教育長	渋谷 昌美
3	熊谷市議会	議長	小鮒 賢二
4	熊谷商工会議所	会頭	栗原 良太
5	くまがや市商工会	会長	小林 洋一
6	熊谷市商店街連合会	会長	馬場 員夫
7	一般社団法人熊谷市観光協会	会長	小林 哲也
8	一般社団法人熊谷市医師会	会長	小林 敏宏
9	一般社団法人熊谷市歯科医師会	会長	森 哲也
10	一般社団法人熊谷薬剤師会	会長	牛島 裕陽
11	公益社団法人日本女医会埼玉支部	支部長	大川 みどり
12	特定非営利活動法人めぬまガイドボランティア阿うんの会	会長	増田 哲也
13	吟子の会	代表	石田 ヒサ子・根岸 公
14	埼玉県北部地域振興センター	所長	古平 渉

【オブザーバー】

埼玉県県民生活部県民広聴課	課長	渡邊 和貴
---------------	----	-------

【事務局】 ※産業振興部商業観光課内

熊谷市産業振興部商業観光課
熊谷市市民部男女共同参画室
熊谷市教育委員会社会教育課市史編さん室

「日本で最初の公許女性医師「荻野吟子」顕彰推進協議会」構成団体における役割（イメージ）

熊谷市	事業計画作成、イベントの企画、運営、啓発物作成、情報収集、提供等（協議会会長）
商業観光課	事務局、関係団体との連絡調整、関係事業実施、イベントの企画、実施、広報、周知、統括等
男女共同参画室	事務局、関係団体との連絡調整、関係事業実施、イベント協力等
市史編さん室	事務局、関係団体との連絡調整、関係事業実施、学術的見地からの助言、情報提供、イベント協力等
熊谷市教育委員会	教育現場における啓発事業の実施等
熊谷市議会	議員間の連絡・調整、情報提供、イベント周知等
熊谷商工会議所	会員事業者間の連絡・調整、イベント周知、協力等
くまがや市商工会	会員事業者間の連絡・調整、イベント周知、協力等
熊谷市商店街連合会	会員事業者間の連絡・調整、イベント周知、協力等
熊谷市観光協会	イベントの企画、実施、広報、周知、観光情報等の提供等
熊谷市医師会、熊谷市歯科医師会、熊谷薬剤師会	会員間、関係団体との連絡調整、啓発事業の協力、イベント周知等

<p>日本女医会埼玉支部</p>	<p>会員間、関係団体との連絡調整、啓発事業の協力、イベント周知等</p>
<p>阿うんの会</p>	<p>ゆかりの関係者等との連絡・調整、語り部の継承、イベント実施、協力等</p>
<p>吟子の会</p>	<p>ゆかりの関係者等との連絡・調整、語り部の継承、イベント実施、協力等</p>
<p>埼玉県北部地域振興センター</p>	<p>各種事業における助言、県北地域及び埼玉県関係部署との連絡・調整等</p>

【協議事項2】

日本で最初の公許女性医師「荻野吟子」顕彰推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、日本で最初の公許女性医師「荻野吟子」顕彰推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、郷土が生んだ偉人『“日本で最初の公許女性医師”荻野吟子』の功績を顕彰し、熊谷市の誇る魅力の一つとして全国に情報発信するとともに、郷土愛の醸成、地域経済の持続的発展、活性化を図ることを目的とし設置する。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 「荻野吟子」の顕彰、功績発信に関すること。
- (2) 「荻野吟子」を活用した事業に係る情報を発信すること。
- (3) 「荻野吟子」を活用した事業による地域活性化を図ること。
- (4) 「荻野吟子」を活用した観光誘客事業を実施すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、経済、観光及び歴史・文化等の各種分野において「荻野吟子」の顕彰推進に必要な事業を行うこと。

（協議会の会員）

第4条 協議会の会員は、次に掲げる団体又は組織の代表者とする。

- (1) 熊谷市
- (2) 熊谷市教育委員会
- (3) 熊谷市議会
- (4) 熊谷商工会議所
- (5) くまがや市商工会

- (6) 熊谷市商店街連合会
 - (7) 一般社団法人熊谷市観光協会
 - (8) 一般社団法人熊谷市医師会
 - (9) 一般社団法人熊谷市歯科医師会
 - (10) 一般社団法人熊谷薬剤師会
 - (11) 公益社団法人日本女医会埼玉支部
 - (12) 特定非営利活動法人めぬまガイドボランティア阿うんの会
 - (13) 吟子の会
 - (14) 埼玉県北部地域振興センター
- (役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2 会長は、熊谷市長とする。

3 副会長と監事は、会長の推薦により、協議会の同意を得て選任する。

4 協議会に、役員として顧問を置くことができる。

(役員 の 職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計並びに事業の執行の状況を監査し、報告するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、総会の招集を会長に請求するものとする。

(顧問)

第7条 協議会に顧問を置く場合は、総会の議決を求めなければならない。

2 顧問は、必要に応じて助言を行う。

(総会)

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 規約の改廃に関すること。

(2) 事業計画及び予算の決定に関すること。

(3) 事業報告及び決算の承認に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営及び事業に係る重要事項に関すること。

4 総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員から招集請求があったときに開催する。

5 会長は、必要があると認めるときは、総会に関係者の出席を求めることができる。

6 総会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

7 前項の議事録には、会長が指名した者が署名する。

(定数及び議決)

第9条 総会は、会員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。

2 総会の議決は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。

4 第1項及び第2項の規定の適用については、前項の規定により議決権を行使した会員は、総会に出席したものとみなす。

(任期)

第10条 役員任期は、第16条の規定により協議会を解散する日まで

とする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

(経費)

第11条 協議会の経費は、熊谷市からの負担金及び協賛金等の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、協議会を設置した日の属する会計年度は、協議会の設立の日から翌年の3月31日までとする。

(会計事務の取扱い)

第13条 協議会の会計事務の経理方法については、公金に準じた取扱いとする。

(決算)

第14条 協議会の会計報告は、会計年度終了後遅滞なく作成し、3か月以内に監事の監査を受けて、総会の承認を得るものとする。

2 会計年度終了時に剰余金が発生した場合は、次年度に繰り越すことができる。

(専決処分)

第15条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるときは、総会で議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会で報告し、承認を受けなければならない。

(解散)

第16条 協議会は、総会の議決をもって解散する。

(事務局)

第17条 協議会の事務及び目的を円滑に遂行するため事務局を熊谷市産業振興部商業観光課内に設置する。

2 事務局は、次に掲げる課室で構成する。

- (1) 産業振興部商業観光課
- (2) 市民部男女共同参画室
- (3) 教育委員会社会教育課市史編さん室

3 事務局長は、産業振興部商業観光課長とする。

4 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

5 事務局員は事務局を構成する課室の担当者をもって充てる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、
会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和8年3月 日から施行する。

【協議事項3】

協議会役員の選任について
会員名簿

	団体名	役職	氏名
会員	熊谷市	市長	小林 哲也
会員	熊谷市教育委員会	教育長	渋谷 昌美
会員	熊谷市議会	議長	小鮎 賢二
会員	熊谷商工会議所	会頭	栗原 良太
会員	くまがや市商工会	会長	小林 洋一
会員	熊谷市商店街連合会	会長	馬場 員夫
会員	一般社団法人熊谷市観光協会	会長	小林 哲也
会員	一般社団法人熊谷市医師会	会長	小林 敏宏
会員	一般社団法人熊谷市歯科医師会	会長	森 哲也
会員	一般社団法人熊谷薬剤師会	会長	牛島 裕陽
会員	公益社団法人日本女医会埼玉支部	支部長	大川 みどり
会員	(特非)阿うんの会	会長	増田 哲也
会員	吟子の会	代表	石田ヒサ子・根岸公
会員	埼玉県北部地域振興センター	所長	古平 渉

副会長

団体名	役職	氏名
熊谷商工会議所	会頭	栗原 良太
くまがや市商工会	会長	小林 洋一

監事

団体名	役職	氏名
熊谷市商店街連合会	会長	馬場 員夫
特定非営利活動法人めぬまガイドボランティア 阿うんの会	会長	増田 哲也

規約第5条第3項の規定により、同意を求める。 令和8年3月26日提出

【協議事項 4-1】

日本で最初の公許女性医師「荻野吟子」顕彰推進協議会 事業計画（案）

年	実施時期	名称等	内容
令和 7年 度	3月26（木） ※AM10時～ 市役所 603 会議室	設立総会・第1回総会	役員選出、事業計画・収支予算案
令和 8年 度	4月	第1回事務局会議	令和8年度事業日程、内容等の確認、協議
	6月	連携自治体等への訪問	協力自治体、団体への表敬（掛川市吉岡彌生記念館等）
	7月	第2回事務局会議	シンポジウム開催概要（実施日、会場、内容の大枠等）の協議
	9月	第3回事務局会議	シンポジウムプログラム等の確認
	10月	第2回総会	シンポジウムプログラム等の決定
	11月～1月	シンポジウム開催関連業務発注、出演者調整、ポスター、チラシ等の作成	
		シンポジウム参加者募集開始	・ポスター、チラシ配布 ・市ホームページ、市報等で告知（期限1月末）
	2月	第4回事務局会議	シンポジウム実施内容最終確認
3月	第3回総会 荻野吟子シンポジウム開催	朝ドラ誘致活動協議	
令和 9年 度	4月～ 5月中旬	署名活動開始	
		第5回事務局会議	令和8年度事業、収支の確認
	5月下旬	第4回総会	令和8年度事業報告、収支報告
	10～11月	要望書提出	NHKへの要望

※ その他、協議が必要な案件が発生した場合は、必要に応じて会議を開催する。進捗状況により、内容変更する場合がある。

【協議事項 4-2】

令和 8 年度 荻野吟子顕彰推進協議会（荻野吟子知名度向上事業）収支予算（案）

【収入の部】

内容	金額	備考
負担金	4,409,000	熊谷市負担金
協賛金	90,000	法人、個人等
雑収入	1,000	預金利息等
収入合計	4,500,000	

【支出の部】

内容	金額	備考
シンポジウム開催経費	2,650,000	出演者謝礼、その他運営費
啓発・情報発信経費	380,000	チラシ、ポスター等作成費
スタンプラリー実施経費	1,050,000	スタンプラリー企画運営費
連携自治体・団体訪問等旅費	240,000	連携先訪問旅費
通信・郵便費	130,000	郵便・郵送料等
予備費	50,000	
支出計	4,500,000	